

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名印) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
ヨルダン	水質汚染監視計画のための贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の交換公文	1. 監視ユニットの基礎工事に必要な生産物及び役務の供与 2. 機械及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記2.の機械の訓練に必要な役務の供与 5. 施設の維持管理に必要な役務の供与	860,000千円 H15.3.31まで	H14.4.21 アレンペン で (同日)	日本側 佐々木伸太郎在ジ ヨルダン大使 バーセム・ アワダッラー計画大臣	H15.7.10 244号
ヨルダン	ヨルダン・ハシェミット王国政府に対する贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の交換公文	ヨルダンの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むヨルダンの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入すること。	2,000,000千円 -----	H14.9.12 アレンペン で (同日)	日本側 佐々木伸太郎在ジ ヨルダン大使 バーセム・ アワダッラー計画大臣	H15.8.27 283号
ヨルダン	ザルカ地区上水道施設改善計画のための贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の交換公文	1. 送水管、配水管及び配水池の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機械及び資材並びにそれらの据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1.の施設の管理指導に必要な役務の供与	968,000千円 H15.3.31まで	H14.9.12 アレンペン で (同日)	日本側 佐々木伸太郎在ジ ヨルダン大使 バーセム・ アワダッラー計画大臣	H15.8.27 284号
ヨルダン	ヨルダン・ハシェミット王国政府に対する贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の交換公文	ヨルダンの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むヨルダンの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係を当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	6,000,000千円 -----	H15.4.6 アレンペン で (同日)	日本側 小畑統一在ヨルダ ン大使 バーセム・ア ワダッラー計画大臣	H16.6.15 266号
ヨルダン	ザルカ地区上水道施設改善計画のための贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の交換公文	ザルカ地区上水道施設改善計画の実施するために必要な 1. 送水管、配水管及び配水池の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機械及びその据付けに必要な生産物及び役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記施設の維持・管理指導に必要な役務の供与	753,000千円 H16.3.31まで	H15.7.2 アレンペン で (同日)	日本側 小畑統一在ヨルダ ン大使 バーセム・ア ワダッラー計画大臣	H16.6.15 275号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。